

川青発第 98 号
令和6年2月16日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年10月31日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（青少年対策室）

青少年対策室の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

川口市財産規則に則って、備品整理票の貼付を行うとともに、備品受払簿に登載されているが現存しない備品や、故障などにより使用不可能な備品については返納処理を行いました。今後は、定期的に備品と備品台帳の照会・確認作業を実施し、適切な備品管理を行って参ります。

